

入札説明書

～ 令和8年度薬水地内配水管布設替詳細設計業務 ～

令和8年度薬水地内配水管布設替詳細設計業務に係る事後審査型一般競争入札については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。入札に参加する者は、下記の事項を熟知の上、入札しなければなりません。

※当該入札は、奈良県広域水道企業団（以下、「企業団」といいます。）発注の案件ですが、手続きの一部を除き大淀町役場総務課入札契約係を窓口として手続きを行います。

第1 競争入札に付する事項等

- | | |
|---------------|--|
| (1) 業務名 | 令和8年度薬水地内配水管布設替詳細設計業務 |
| (2) 業務番号 | 第8一大委1号 |
| (3) 業務場所 | 大淀町 薬水 地内 |
| (4) 業務の内容 | 布設替詳細設計(小口径) L=1, 110m |
| (5) 工期 | 契約締結日の翌日から令和8年10月30日(金)まで |
| (6) 予定価格 | 金 9,900,000 円(消費税及び地方消費税相当額を含む。) |
| (7) 最低制限価格 | 設定なし |
| (8) 入札方法 | 事後審査型条件付一般競争入札(郵便入札) |
| (9) 入札回数 | 1回 |
| (10) 入札保証金 | 免除する
契約規程第4条第1項第2号の規定により入札保証金は免除とします。
ただし、落札者が契約を締結しない場合には、損害賠償金として入札金額(消費税及び地方消費税相当額を除く。)の100分の5に相当する額を納めなければなりません。 |
| (11) 落札者の決定方法 | 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とし、第9に定める資格確認の結果、入札参加資格要件を満たしていると認められた後に、落札者と決定します。 |
| (12) 支払条件 | 引渡し検査合格後、支払請求を受けた日から30日以内 |
| (13) 議会の議決 | 不要 |

第2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和8・9年度大淀町入札参加資格者名簿(測量・建設コンサルタント等)の資格業種「土木関係建設コンサルタント業務(上水道及び工業用水道)」に登録のある者のうち、次に掲げる条件をすべ

て満たし、かつ、第4に定める競争入札参加表明書を提出した者のみが、この業務の競争入札に参加できます。

(1) 入札公告日において次に掲げる資格要件をすべて満たしていること。

① 奈良県内に本店又は代理権限をもつ営業所を有する者であること。

② 建設コンサルタント登録規定（昭和52年4月建設省告示第717号）第2条の規定による建設コンサルタント登録を「上水道及び工業用水道」において受けていること。

(2) この業務を行う期間中、次に掲げる技術者（以下、配置予定技術者といいます。）を配置できること。なお、配置予定技術者については、ア）とイ）は兼務不可とします。

ア) 管理技術者

1) 技術士【上下水道部門】（選択科目：上水道及び工業用水道）の資格を有する者。

2) 本業務の競争入札参加資格表明書提出日の3ヶ月以上前から、入札に参加しようとする者と直接的な雇用関係にあること。（代表者可。）

イ) 照査技術者

1) 技術士【総合技術監理部門】（上下水道部門－上水道及び工業用水道）の資格を有する者。

2) 本業務の競争入札参加資格表明書提出日の3ヶ月以上前から、入札に参加しようとする者と直接的な雇用関係にあること。（代表者可。）

(3) 施行令第167条の4に規定する事項に該当しない者であること。

(4) 競争入札参加表明書の提出時点及びその後入札執行日までの間において、奈良県、大淀町又は企業団の入札参加資格停止措置を受けていない者であること。

(5) 破産法（平成16年法律第75号）第18条の規定に基づく破産手続き開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者であっても更生計画が認可された者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

(7) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

(8) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続き開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続き開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

第3 設計図書等の有償頒布及び質疑回答

(1) この業務に係る設計図書、図面、仕様書、参考資料等（以下「設計図書等」という。）は下記の期間及び場所で有償頒布します。

① 期 間 令和8年4月27日（月）から令和8年5月15日（金）まで の午前8時30分から午後5時まで

（土曜日、日曜日、祝日、及び正午から午後1時までを除きます。）

- ② 場 所 大淀町役場 総務部 総務課 入札契約係
- ③ 頒布価格 1単位 500円
- ④ 購入代金は入札参加希望者の負担とします。なお、購入後においては、入札参加資格がないことが判明し入札への参加を認めない場合（入札参加資格の取消しを含みます。）、入札を辞退した場合、入札中止（企業団又は大淀町の瑕疵によるものは除きます。）又は不成立となった場合であっても購入代金は返還しません。
- ⑤ 入札参加希望者は、設計図書等の購入時に必ず設計図書等閲覧申請書及び定められた購入金額（500円）を持参のうえ来庁してください。
- ※ 設計図書等閲覧申請書は入札参加希望者の従業員による作成・提出でも可としますが、その際は、従業員証明書等をご提示いただき、名刺1枚を提出してください。
- ※ 設計図書等閲覧申請書の様式は上記の期間及び場所で配布するほか、大淀町のホームページ (<https://www.town.oyodo.lg.jp/>) でダウンロードすることができます。
- (2) 入札参加希望者（代わりに行う従業員を含みます。）が設計図書等の有償頒布を受けない場合は、入札に参加することができません。
- (3) 質疑の受付については、質疑の有無に関わらず質疑書を下記の通り、FAXにて送付してください。なお、電話により必ず到着したか確認してください。持参によるものは受け付けません。
- ① 期 間 令和8年4月27日（月）から令和8年5月18日（月）までの
午前8時30分から午後5時まで
(土曜日、日曜日、祝日及び正午から午後1時までを除きます。)
- ② 送信先 FAX 0747-52-4310
『大淀町役場 総務部 総務課 入札契約係』宛
なお、期日までに提出のない場合は質疑のないものとみなします。
- (4) 質疑書に対する回答については、令和8年5月19日（火）午後5時までに入札契約係より各者にFAXにて送付します。（ただし、いずれの者からも質疑がなくその旨を回答する場合は、回答時において既に辞退した者を除きます。）

第4 競争入札参加表明書の提出

- (1) この業務の競争入札に参加しようとする者は、競争入札参加表明書を次のとおり提出しなければなりません。
- ① 期 間 令和8年4月27日（月）から令和8年5月15日（金）まで（必着）
※到着期限後に到着した表明書については無効となります。
※持参による場合は上記の期間の午前8時30分から午後5時までとし、土曜日、日曜日、祝日、及び正午から午後1時までを除きます。
- ② 場 所 大淀町役場 総務部 総務課 入札契約係
- ③ 提出方法 提出は、書留郵便による郵送、または持参によること。
- ④ その他 競争入札参加表明書の様式は上記の期間及び場所で配布するほか、大淀町のホームページでダウンロードすることができます。

第5 入札の手続き及び開札の日時等

- (1) 入札書は、郵便により提出すること。なお、郵便は書留又は簡易書留郵便としてください。

持参によるものは受付できません。作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。(その他詳細は、郵便入札の概要を参照してください。)

- ① 提出期限 令和8年5月25日(月) まで(必着)

※ 到着期限後に到着した入札については無効となります。

- ② 提出場所 〒638-8501

奈良県吉野郡大淀町大字桧垣本2090番地
大淀町役場 総務部 総務課 入札契約係

- (2) 開札の日時 令和8年5月26日(火) 午前10時00分

- (3) 開札の場所 大淀町役場 2階 202会議室

- (4) 開札立会人 入札参加者が開札の立会いを希望する場合には、開札立会申請書(様式第3号・ホームページ掲載)を開札日前日(開札日前日が大淀町の休日を定める条例に規定する町の休日に当たるときは、その直前の開札日とします。)の正午までに大淀町役場総務課入札契約係までにFAXにて送付してください。開札立会人は2名までとし、希望者が3名以上の場合は開札立会申請書の先着順とし、立会いただけない場合は開札前日の午後5時までに適宜ご連絡します。なお、開札立会申請書を提出後、開札日までに入札契約係より連絡のない場合は立会いを了承したものとします。立会人には、開札終了後に開札確認書へ署名、押印をお願いしますので開札日に印鑑を持参してください。また、立会いを希望する者がいない又は2名より不足する場合には入札執行事務に関係のない町職員が立会を行います。

第6 入札の方法等

- (1) 入札金額は、本業務にかかる費用の総額(消費税及び消費税相当額を除く。)を、記載してください。**【総価入札】**
- (2) 入札金額は、千円単位とし、算用数字にて記入してください。
- (3) 入札者は、その提出した入札書を書換え、引換え又は撤回(入札書の郵送後に辞退する場合は除きます。)することはできません。
- (3) 開札が行われるまでは、いつでも入札を辞退することができます。途中において入札を希望しないこととなった場合は、次の手続きにより辞退届を提出してください。なお、この手続きにより入札を辞退した者は、これを理由として以降の入札等において不利益な取扱いを受けるものではありません。
- ① 辞退届を持参又は書留郵便により提出する。
- ② 辞退届または辞退する旨を記載した入札書を入札書の到達期限までに書留郵便により郵送する。
- (4) 入札執行回数は1回とし、入札の結果、落札となるべき入札がないときは、入札不調とし、入札を打ち切ります。

第7 入札の無効

- (1) 次の各号に該当する入札は、無効とします。
- ① 入札書に記名、押印を欠く入札(不明瞭で確認しがたい場合を含む)

- ② 入札書の重要な文字の誤字、脱字等により必要な事項を確認できない入札
 - ③ 同一事項の入札について2以上の入札書等を提出した者の行った入札
 - ④ 入札執行者の指定した入札方法によらない入札
 - ⑤ 入札金額を訂正した入札若しくは判読しがたいと認められる入札
 - ⑥ 入札金額以外の事項を訂正した場合においては、その訂正箇所を押印（訂正印）のない入札書による入札
 - ⑦ 極端に低い価格の入札（建設工事請負にかかる入札の場合に限る。）（入札書比較価格の10%以下の額の入札とし、桁違いによる錯誤とみなします。）
 - ⑧ 入札保証金の納付がない入札、又は入札保証金の額が入札金額の100分の5に満たない入札。（入札保証金を免除する場合を除く。）
 - ⑨ 郵便入札の場合にあっては、次に掲げるもののいずれかに該当する入札
 - ・書留郵便以外の郵送、持参、ファクシミリ、電報、電子メール等郵便入札の方法によらない入札
 - ・入札書到着期限後に到着した入札
 - ・郵便入札封筒に記載の業務名又は差出人名と、同封された入札書の業務名又は入札者名が相違する入札
 - ・郵便入札封筒に業務名又は差出人名等の記載がなされていない入札
 - ・入札用封筒に封かん及び封印のない入札
 - ・その他入札執行者において無効と認められる入札
- (2) 次の各号に該当する者は失格とし、その者のなした入札は無効とします。
- ① 入札に参加資格のない者
 - ② 代理人で委任状を提出しない者
 - ③ 他人の代理を兼ねた者
 - ④ 2以上の者の代理をした者
 - ⑤ 入札に際して公正な入札の執行を妨害する行為をなした者
 - ⑥ 入札に関し談合等の不正行為をした者
 - ⑦ 係員の指示に従わない等、入札室の秩序を乱した者
 - ⑧ 競争入札参加表明書を提出しない者、または虚偽の内容を記載し提出した者
 - ⑨ 落札候補者となりながら、指定される期限までに一般競争入札参加資格等確認申請書及び添付書類を提出しない者
 - ⑩ 入札参加資格確認のための指示に従わない者
 - ⑪ その他、企業団の定める入札条件に違反した者
- (3) 落札決定までの間において、上記(2)のいずれかに該当することとなった場合、又は該当する事実が判明した場合には、当該入札者は失格とし、その者のなした入札は無効とします。
- (4) 無効となった入札書等は返却しません。

第8 落札の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とします。落札候補者が決定したときは、落札候補者決定通知書により当該落札候補者に通知します。また、落札候補者の決定において、落札候補者となるべき入札をした者が2人以上あるときは、後日、開札事務従事職員及び当該入札者（代理人を含みます。）の出席のもと、「くじ」

により落札候補者及びその次の順位以降の者を決定します。この場合「くじ」を辞退することはできず、「くじ」を引かない者がいるときは、当該入札者に代えて当該入札事務に関係のない町職員に「くじ」を引かせることとします。

- (2) 開札時、落札者の決定については一時保留し、落札候補者に対し第9に定める入札参加資格の確認を行ったうえで落札者を決定します。

また、落札候補者が次のいずれかに該当する場合は、当該落札候補者を落札者とせず、次の順位の者を落札候補者として入札参加資格の確認を行い、落札者が決定するまで順次、入札参加資格の確認を行います。

- ・入札参加資格の確認の結果、入札参加資格要件を満たさないと認められる場合
- ・落札決定までに入札参加資格要件を満たさなくなった場合
- ・定められた期間内に一般競争入札参加資格等確認申請書を提出しないとき

- (3) 落札価格の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

※ 落札候補者の決定以降の手続きについては、企業団大淀事務所工務課を窓口として行います。

第9 入札参加資格の確認

開札後、落札候補者を決定したときは、その者に対し入札参加資格の確認を行います。落札候補者となった者は、次のとおり一般競争入札参加資格等確認申請書を企業長に提出しなければなりません。

- (1) 提出期間 落札候補者決定通知を受けた日の翌日から起算して2日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）
- (2) 提出場所 奈良県広域水道企業団 大淀事務所 工務課
- (3) 提出書類 一般競争入札参加資格等確認申請書に次の添付書類を添えて提出するものとします。
- ・各種法令等に基づく登録の状況を記載した書面（別紙1）
 - ・配置予定技術者の資格・実績報告書【管理技術者・照査技術者】（別紙2）
 - ・地方自治法施行令第167条の4に規定する事項等への該当の有無を記載した書面（別紙3）
 - ・競争入札参加資格確認申請書チェックリスト（別紙4）
- (4) その他 先に定める入札参加資格の確認の結果、入札参加資格要件を満たしていると認められる場合は、当該落札候補者を落札者と決定し、落札決定通知書により当該落札者に通知します。

第10 その他

- (1) 入札の中止等

適正な競争入札の執行ができないと認められる場合においても入札を延期し、中止し又は取消しをすることがあります。

(2) 入札結果の公表

企業団ホームページ (<https://www.union.nara-water.lg.jp>) へ掲載します。

(3) 契約書作成の要否

要します。(落札決定後14日以内)

(4) 契約者

奈良県広域水道企業団 企業長 山下 真

(5) 契約条項を示す場所及び契約を担当する課等の名称、所在地等

〒638-0821 奈良県吉野郡大淀町下湊1000

奈良県広域水道企業団 大淀事務所 工務課 Ⅱ0744-32-1305

(6) 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当することとなったとき又は該当する事実が判明したときは、契約を締結しないものとします。

① 第7(2)①から⑩のいずれかに該当する場合、またはした事実が判明した場合

② 施行令第167条の4の規定に該当する場合

③ 奈良県、大淀町又は企業団において入札参加資格停止措置を受けた場合

④ 破産法(平成16年法律第75号)第18条の規定に基づく破産手続き開始の申立てをした場合又は申立てがなされた場合

⑤ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律172号)第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。)をした場合又は申立てがなされた場合。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた場合であっても更生計画が認可された場合については、更生手続開始の申立てをしなかった場合又は申立てをなされなかった場合とみなします。

⑥ 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをした場合

⑦ 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをした場合又は申立てがなされた場合。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合については、再生手続開始の申立てをしなかった場合又は申立てをなされなかった場合とみなします。

⑧ 契約関係を継続し難い重大な事由があると認められる場合で、次の各号に掲げる場合

(ア) 役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時企業団発注契約に係る契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)であると認められるとき。

(イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

- (ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (エ) 上記イ及びウに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (オ) 企業団発注契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方が上記1から5までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき。
- (カ) 受注者が、上記アからエまでのいずれかに該当する者を下請契約等の相手方としていた場合（上記オに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- (キ) 契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

(7) 契約保証金

要する 契約規程第19条の規定に基づき徴収します。ただし、同条第1項第1号又は第5号に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除します。

- ① 契約保証金の金額 契約金額の100分の10
- ② 納付の方法 契約保証金は、現金又は銀行振出小切手によるものとします。

③ 免除該当条項

第1号) 保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者

第5号) 第2条又は第12条の規定により定められた資格を有する者で、過去に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者である等契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるもの。

④ 免除を受ける方法

上記条項の適用により免除を受ける場合は、それぞれ、その事実該当することを証する書類を契約時に提出する必要があります。

(8) その他詳細や定めのない事項については、関係法令によるものとします。

(9) 問い合わせ

不明な点については、〒638-8501

奈良県吉野郡大淀町大字桧垣本2090番地

大淀町役場 総務部 総務課 入札契約係

TEL: 0747-52-5501 (内線206)

FAX: 0747-52-4310

e-mail: soumu@town.oyodo.lg.jp

まで問い合わせてください。

